

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和8年2月25日（水曜日）		
開 会	午前10時0分	閉 会	午後2時2分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 勝田 鮮二 副委員長 加嶋 辰史 委員 岡田 実 西尾 彰仁 岩永 安子 魚崎 勇 平野真理子 岡田 信俊		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	庶務係主幹 杉本 裕未	議事係主任	福田 佳菜
出席説明員	【福祉部】 福祉部長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課参事 大島ゆかり 地域福祉課課長補佐 清水 圭二 地域福祉指導監査室長 山形 孝史 地域福祉指導監査室長補佐 松田 珠美 次長兼長寿社会課長 松本 縁 長寿社会課課長補佐 渡邊 聡 長寿社会課鳥取中央包括支援センター所長 藤木 尚子 障がい福祉課長 栢谷 承文 障がい福祉課課長補佐 前岡 和憲 生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 竹内 大 【市立病院】 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局次長兼総務課長 松田 真治 地域医療総合支援副センター長 網谷 憲治 事務局総務課業務管理室長 波多野 哲 事務局医事課長 谷口 智章 経営改革室長 木村 年宏 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司 事務局医事課課長補佐 和口 豊実		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時0分 開会

【市立病院】

- ◆勝田鮮二委員長 皆さんおそろいですので、ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。
 本日の日程でございますが、まず、市立病院先議分の議案説明、質疑、討論、採決、続いて先

議以外の議案の説明、続いて令和8年度の当初予算の説明、その後、福祉部という流れとしております。健康子ども部につきましては2月26日としておりますので御承知おきください。令和8年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により配布のレジュメのとおり、福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知おきください。

【市立病院】

◆**勝田鮮二委員長** それでは市立病院の議案審査に入ります前に平野病院事業管理者に挨拶をいただきたいと思います。平野管理者。

○**平野文弘病院事業管理者** 皆様おはようございます。ちょっと昨日からどうも雨が降ってうっとうしい天気が続いておりますけど、何とかちいと明るくなってきたかなというような状況で、本日は先ほど委員長の話にもありましたけど、市立病院のほうから先議分の議案で議案第37号令和7年度鳥取市病院事業会計の補正予算を上げさせていただいています。主に他会計繰入金が増とか、補助金の増、あるいは給与会計による退職給付金の増、給与費ですね、というようなことがメインになろうかと思っております。

それからその後、先議分以外ということで議案第57号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正ということで、これは死体検案処置料だとか、診断料等の額を改正するものでございます。それから最後に予算審査特別委員会福祉保健分科会ということで、これにつきましては先だって2月10日、2週間ほど前に私のほうから概要説明をいたしましたけど、これについてさらにもっと踏み込んだところで説明させていただきたいという具合に思っております。説明につきましては各担当のほうから行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案の説明に入ります前にこの場の皆様に一言申し上げます。まず、執行部の皆さんは発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第37号令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算（第4号）（説明・質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案第37号令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算の説明をお願いいたします。松田次長。

○**松田真治次長兼総務課長** 事務局次長松田でございます。お手元に福祉保健委員会資料、右上に書いてある、とじたもの、御用意いただけますでしょうか。めくっていただきまして4ページでございます。2月補正予算の収支一覧表と見出しに書いておりますが、かいつまんで主なところだけ説明させていただきますけども、まず、病院事業収益といたしまして一番上の行でございますが、2月補正額1,011万9,000円の減ということで補正後の予算額が84億7,443万7,000円を計上しております。それから支出のほう、支出の下段の表の一番上ですけども、補正額として3,957万ということで補正後の予算額が95億3,283万7,000円ということで、これ差引きいたしますと下のほうに、経常損益の部分ですけども、2月補正額が4,979万3,000円

の赤字の増という形、マイナスの増ということで補正後の予算額は10億9,441万5,000円、赤という形での計上いたしております。

上の表に戻っていただきまして、まず、医業収益の部分ですが、目の1番の入院収益につきましては実績見込みによるものということで、補正予算額2億4,233万5,000円の減ということで補正予算を計上しております。それから外来については、こちらは増収といいますか、予算額分からは増となっております10億794万円の増ということでございます。それからその他医業収益で6,894万4,000円の減になっておりますが、こちらは当初から健診を拡大して増収を図るという御説明させていただいてきましたが、実際に蓋を開けてみましたらなかなか伸びがなくて、1つには国保ドックが、国保の被保険者がかなり後期高齢者になられ、団塊の世代が移行されるということや社会保険の適用基準が、今かなり下がっていますので、社会保険にされる方が多いということで、ちょっと国保のほうが伸びませんでした。

あとは、7年度の当初に婦人科の医師が急遽退職ということがございまして、婦人検診と基本ドック合わせて受診する利用者さんをちょっと取りこぼしてしまったと、4月、5月当たりですね。すぐ医師を確保できたんですが、そこから回復が見込めなかったというところもありまして、ほぼ前年並みのドック、健診というような形になりました。ですので、ちょっと増収見込んだ部分が不調だったということで、これについて来年度に向けて、てこ入れをやっているところですので、また、報告させていただければと思いますが、ということで減となっております。

それから医業外収益ですけども、こちら1億9,302万5,000円の増という予算を組んでおりますが、主なものとしましては目の2番、他会計繰入金として9,311万1,000円の繰り出しを増やしていただいております。これはいわゆる一般会計からの繰り出し、当院に不採算の部分であるとか、そういったところも不可抗力の部分を増り出しているところもございまして、その部分についても人件費、物件費が上がっているというところもございまして、あとは最大限、基準内で繰り出しを増やしていただいたというところで1億近い繰り出しをいただいております。

それから3番の補助金につきましては9,146万8,000円の増となっておりますけども、それから国の総合経済対策で、物価高騰対策ということで病院当たり病床数に応じて補助金が交付されるということで、予算上は8,600万円を計上しておりますが、こないだ申請を出しましたら、あと1,000万ぐらい上積みができそうです、9,600万ぐらいの交付になりそうですが、ですので、ちょっと予算上は8,600万が含まれております。収入についてはそういうことございまして、支出につきましては、こちらもうほぼ事業精査によるもので減額補正というところではあるんですが、少し12月補正までに計上漏れ等がございまして若干増額となっている部分がございます。1つは医業費用のうち、給与費3,453万9,000円の増となっておりますが、こちら人事院勧告でベースアップを図っておりますけども、こちらの上がり分の退職積立っていいですか、引当金に計上しないといけない部分、負債として計上している部分を、差額部分を少し、少しといいますか、計上漏れがございましたというところございまして3,453万円、ちょっと大きいですけども、増となっております。

あと、3番の経費につきましては、ほぼ精算という形で執行残のところを吟味しておりますが、このうち、医療事務費、2,712万4,000円というのがございますけども、こちら検査委託費、検査機器を全て更新いたしまして、それを含めた検査委託費の委託料として検査料お支払いしているんですけども、そちらの増額部分でございます。最終的に精査しましたら2,700万の増という形になっております。それから減価償却につきましても昨年購入した大型機器の分の減価償却が再計算しましたら漏れがございまして、2,475万円の増となっております。それから資産減耗費につきましては今年度除却した大型機器の除却費でございまして1,937万8,000円の増となっております。経常費の内訳については以上でございます。

それから5ページに少し説明加えておりますので御確認いただければと思います。次に6ページでございますけども、資金的収支の部分ですが、こちらにつきましては支出のほう見ていただきますと330万円の補正額ということで、こちらは本年度工事を実施しております外壁工事の管理委託料でございまして、当院には専門の技師がおりませんので、管理業務を委託するものを330万計上いたしております。それから収入のほうにつきましては108万3,000円となっておりますけども、こちらはオンライン資格確認の、マイナンバーの整備に係る経費、補助金と、あと、労災レセプトのオンライン化ということで前回減った分の補助金の増ということで108万3,000円を計上しております。補正予算につきましては以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 すみません。岡田です。他会計繰入金というところで確認なんですけども、どういった会計のほうからの繰入れかというところを教えてくださいだと思います。

◆勝田鮮二委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 はい。一般会計からの繰出金というので。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 すみません。一般会計のどの費目のどこからというところがちょっと聞きたかったんですが。

◆勝田鮮二委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 はい。恐らくこの後、保健所のほうの予算のほうで市立病院の繰り出しというところが出てくると思いますので、出のほうはそちらでございまして。

◆岡田 実委員 分かりました。はい。ありがとうございました。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 先ほどその他医業収益のところでは健診のこと言われたんですが、5ページのその他医業収益のところは、医療相談収益の減って書いてあるんですけど、これとの、このことでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 事務局次長松田です。会計上の費目としては医療相談収益の部分に健診等が含まれておりまして、ここは7,000万ということで通しておりますけども、その他の差額のベッド代とか、そういったものの収入、多々含まれておりますので、差引きすると6,894

万4,000円ということでございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。分かりました。具体的にはトータルしてなんですけど、このマイナス7,000万の健診がこれだけ、ほかのものこれだけみたいなのが分かれば教えてください。

◆勝田鮮二委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 事務局次長松田です。すみません。内訳ちょっと持参してまいりませんでしたけど、今年当初予算で7,000万を増収ということで積んでおったものが落ちたということですので、ほぼ数字としましては前年並み、とんとんという形での増減はありますけどもというような状況でございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第37号令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第57号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について（説明・質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは、続いて先議分以外に入ります。議案第57号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についての説明をお願いします。谷口課長。

○谷口智章医事課長 事務局医事課長の谷口と申します。それでは資料の10ページを御覧ください。鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正するものです。1番の改正の目的ですが、人件費、材料費等の高騰を受け、死体検案処置料、診断料及び検査料並びに診断書料及び証明書料に係る使用料及び手数料の額を改正するものです。2番の改正の内容としましては（1）死体検案処置料並びに診断書料及び検査料の額を改めるとともに、現在取扱いがなく、今後も実施見込みのない先進医療料を削ることとします。11ページの表を御覧ください。別表第1ですが、こちらのほう、右側が改正前、左側の表が改正後になっております。上から説明していきますが、一番上の死体検案処置料、これは診療中以外に亡くなった方を検査する処置料なんですけど、こちら普通死体の場合、改正前が8,580円だったものを1,650円増額しまして10,230円といたします。次の変死体、こちらにつきましては改正前17,160円を1,320円増額しまして18,480円といたします。その下の先進医療料なんですけど、改正前のほう見ていただきたいんですけど、こちらの上皮性卵巣がん又は卵管がん又は原発性腹膜がんに対するパクリタキセル静脈内投与、化学療法ですね、その併用療法、こちらが1件当たり2万6,052円だったんですけど、こちら実は令和3年12月に先進医療料から削除されておりまして、こちらを削除するものです。その下の診断料及び検査料、こちら改正後の表のほうにセットドック（人間ドッグ・脳ドック

ク）というふうになっていますが、こちら、今、人間ドックの料金4万6,200円しか表のほうに上げてないんですけど、人間ドックとセットで行う脳ドックと合わせたセットドックを追加するものです。こちらが脳ドックの料金がこれまでは2万900円だったものを2万2,000円、1,100円増額しまして人間ドックの4万6,200円と合わせて6万8,200円というものを追加いたします。それで、その下の人間ドックの際に追加して行う各種健診というものに人間ドック又はセットドックという文言を追加いたします。そして、その下の健康診断料。こちらは改正前が4,180円だったものを550円増額いたしまして1件当たり4,730円というふうに改正いたします。その下、健康診断の際に追加して行う各種検査、一般的な検査以外のものを患者さんが要求された際には診療報酬の算定方法により算定した額を勘案して追加することとするものをこの中に入れ込むものです。

10ページに戻っていただきまして、2の改正の内容の（2）ですが、こちら診断書料及び証明書料の額を改めることとしますというふうになっています。別表2でして、12ページを御覧ください。別表第2で同じく改正前を右側のほうに表を載せています。改正後は左側の表ですね。診断書料及び証明書料としまして一番上から説明しますと、普通診断書料、これが改正前が1,870円だったものを440円増額しまして一通当たり2,310円といたします。恩給診断書料、これは一通当たり4,950円のを550円増額しまして5,500円、刑事事件裁判所用診断書料、こちらと同じく4,950円だったものを550円増額して5,500円といたします。死亡診断書料、こちら一通当たり2,200円のを440円増額しまして2,640円といたします。その下の死体検案書料、こちら普通死体の検案書料は一通当たり3,630円のを1,100円増額しまして4,730円、変死体の検案書料は一通当たり3,630円のを、こちら1,100円増額しまして4,730円、その下の生命保険診断書料、こちら一通当たり4,950円のを800円増額しまして5,830円といたします。

その下の自動車損害賠償診断書料、こちら一通当たり4,950円のを550円増額しまして5,500円といたします。その下の自動車損害賠償医療費証明書料、こちら一通当たり3,850円のを550円増額しまして4,400円といたします。障害等級認定書料、こちら一通当たり4,950円のを550円増額しまして5,500円といたします。身体障害裁定診断書料、こちら一通当たり4,950円のを550円増額しまして、一通当たり5,500円といたします。その下にその他証明書料、こちら一通当たり1,650円だったものを、こちらこのたび2つに分けさせていただきまして、改正後の表のほう見ていただきたいんですが、その他証明書で医師の記載を要するもの、医師の署名なり、医師に記載いただいて署名をもらうものにつきましては、一通当たり2,310円、こちら一番上の普通診断書料と同額としたいと考えております。その下は、こちらその他証明書、医師の記載を要しないものにつきましては、従前どおり1,650円に据え置きたいというふうに考えております。

10ページのほうに戻っていただきまして、3番の施行期日等ですが、こちらは令和8年4月1日からというふうにしたいと考えております。4番目の改正に伴う影響ですが、利用件数年間3,600件を見込んでおります。内訳としましては文書料とか、検診料等が約3,000件で190万円、人間ドックです。脳ドックの増額分が約600件を見込んでいまして66万円、合わせ

て256万円を見込んでおります。説明については以上です。

- ◆**勝田鮮二委員長** 本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**勝田鮮二委員長** なしということであります。それでは福祉保健委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会福祉保健分科会を開催します。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午前10時25分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午前10時43分 再開

【福祉部】

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは、ただいまから福祉保健委員会を再開いたします。本日の日程でございますが、まず、先議分の議案説明、質疑、討論、採決を行い、続いて先議分以外の議案の説明、その他の報告、令和8年度の当初予算の説明という流れとしております。令和8年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配布のレジュメのとおり、福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知おきください。初めに蔵増福祉部長に挨拶いただきたいと思います。蔵増部長。

- 蔵増祐子福祉部長** 福祉部の蔵増でございます。本日はよろしくお願ひいたします。本日の福祉保健委員会で御審議いただきますのは、まず、先議分の補正予算でございます。4件ございます。議案第23号鳥取市一般会計補正予算のうち、福祉部の所管に属する部分と議案第26号鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算、議案第28号鳥取市介護保険費特別会計補正予算、議案第32号鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算、これら福祉部が保管する3つの特別会計の補正予算を計上をさせていただきます。初めに蔵増福祉部長に挨拶いただきたいと思います。蔵増部長。

次に、先議分以外の条例案件が4件でございます。議案第47号鳥取市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第48号は鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第49号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について、そして議案第50号鳥取市介護保険条例の一部改正についてでございます。最後に、その他の報告案件といたしましては1件御報告をさせていただきます。

続きまして、福祉保健委員会に引き続き開催をされます予算審査特別委員会福祉保健分科会においては、令和8年度当初予算について御説明を申し上げます。一般会計補正予算のうち、福祉部の所管に属する部分と福祉部が所管をいたします3つの特別会計の4つの議案となっております。このうち、一般会計の福祉部の所管の部分につきましては約232億6,000万円の総額でございます。一般会計予算の総額1,087億円のうち、およそ21.4%を占めている状況でございます。また、福祉部所管の3つの特別会計の総額は約412億6,700万円でございます。詳細につきましては、この後各担当課長のほうが御説明を申し上げます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いします。山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** 地域福祉課山内でございます。そういたしますと、議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算所管に属する部分について御説明をいたします。説明に用います資料は2月補正予算案、所属別事業一覧と本委員会での配布資料1補正予算説明資料、この2つを使って説明させていただきます。御確認をお願いいたします。今2月議会で補正予算を計上しておりますのは、大部分が実績見込みによるものとなっておりますが、そのうち、幾つかの事業について御説明をさせていただきます。まず、地域福祉課です。所属別事業一覧の16ページ、ナンバー153鳥取市社会福祉協議会補助金です。これは鳥取市社会福祉協議会の人件費補助でございまして、鳥取市社会福祉協議会の人事異動等により当初予算要求時と介助職員が変更になったり、そういった事情によりまして1,470万1,000円を減額するものでございます。その下のナンバー154地域の「話し愛・支え愛」推進事業費です。これは、国の重層的支援体制整備事業費のうち、多機関協働事業の補助基準額が4,200万から3,000万へ減額されました。このことによりまして、国の補助金、県の交付金が減額することに伴い、財源更正を行うものでございます。なお、国県の483万1,000円の内訳といたしましては、国が322万2,000円、県が160万9,000円となっております。

次のページをはぐっていただきましてナンバー157、地域福祉相談センター事業費でございます。この事業も、先ほど説明いたしました国の重層的支援体制整備事業の補助基準額が減額されたことに伴いまして、国の補助金、県の交付金が減額することに伴い、財源更正を行うものでございます。国県合わせまして19万1,000円の内訳といたしましては、国が12万8,000円、県が6万3,000円となっております。また、事業概要等に記載しております看板撤去費用5万3,000円計上しております。これにつきましては、委員会資料1のほうで説明をさせていただきたいと思っております。資料1、23ページを御覧ください。資料23ページ、1、地域福祉相談センター事業の終了についてというところでございます。この地域福祉相談センターにつきましては、住民の身近な圏域の住民が気軽に相談できる窓口、分野を問わず複合的な福祉課題を一旦丸ごと受け止め、窓口として開所をしております。このセンターの在り方につきまして、地域福祉計画を策定する際に、策定委員の方々からいろいろ御意見をいただきました。それで、そういった今の現状等鑑みまして、この令和8年3月末で事業を終了したいというふうに考えております。

それに伴う、今それぞれの25か所のセンターに看板を掲げていただいておりますものを撤去する

ための費用というものを2月補正予算に計上しているということでございます。少しこの地域福祉相談センターについて御説明をさせていただきたいと思っております。まず、現状についてですが、現在25か所、委託で16、市社協への委託として9、合わせて25のセンターがございます。実績、相談件数の推移を少し見ていただきたいと思いますけれども、年度によって増えたり、減ったりということがございましたけれども、この令和7年につきましては、上半期で173件という実績でございます。令和6年度の相談実績を右側に記載をしておりますが、最小0件、1件も受けてないセンターもございます。一番最多の70件というのも、これ実はさざんか会館の総合福祉センターで受けとる件数というようなことの実態がございます。

それで、さらに相談状況の聞き取り、センターへの聞き取りというところで記載をしておりますが、センターを歩きまして実態を聞いて回りました。そうしたところ、寄せられる相談の多くは本体施設、いわゆるこの25か所のセンターというのは、特養であったりとか、デイサービスセンターであったりとか、そういう施設に相談センターを設けるという形でやっておりますけれども、ほとんどが施設の利用についての間合せであったりとか、そういうのが大部分で、地域福祉相談センターとしての相談というのの色分けというのは、それぞれの担当者の主観で分けられているというようなことの実態も分かってまいりました。あと、地域関係者の方々からの相談というのはほとんどないというようなことで、やはり利用に関する家族さんからの相談というのが一番多いというようなことで、そういった地域関係者の方々には地域包括支援センターのほうに相談されているんだろうということが想像されました。また、先ほども少し相談実績のほうで申しましたけれども、鳥取市社会福祉協議会に委託しているセンターにつきましては、市社協本来の総合相談の業務というものがやはり区別がつかないと、重複しているというようなこともございました。

あと、25の施設が、ほとんどが高齢者に関連する施設となっておりまして、圧倒的に高齢者の相談が多いという実態もございました。地域包括支援センターのほうに直接相談あったほうが効率的ではないかなというような委託法人さんの意見も頂戴いたしました。経過については、これは開所当時の経過をちょっと書かせていただいております。こういった実態、各センターへの聞き取り、こういったことを踏まえまして、今後についてということで、この地域福祉相談センターというのは看板を下ろしても影響がないのではないか、かえって今、委託料を市社協以外の16のセンターにつきましては、相談1件当たり4,500円とか、センターの固定経費として6万円とかいったものを委託料として支出をしておりますけれども、先ほど申しましたように、当初、目的で開所しましたその実態と少しちょっと合わない部分が出てくるんじゃないかということで、平成30年に開所して約7年経過としたということで、一旦この事業を終了させたいというふうに考えています。

今後につきましては、やはり事業所、いわゆる今度はセンターではなくて、1事業所としていろんな相談受けていただく機会はあると思っておりますけれども、そういった相談がきちんと専門機関につながったりとかいうことの連携をやっぱり深めていくということで対応していきたいというふうに考えております。地域福祉相談センターの事業の終了について、併せて説明をさせていただきました。

そういたしますと、また所属別事業一覧のほうに戻っていただきまして、17ページ、ナンバー158福祉総合窓口受付等業務費になります。介護保険や障がい福祉、あるいは国民健康保険、こういった窓口、12の窓口業務を令和7年度～令和9年度までの3か年を委託期間といたしまして、包括的に委託しております。この福祉総合窓口業務等包括委託は、令和6年9月議会で債務負担行為の限度額3億2,476万3,000円、これを設定させていただき、3年で平準化した額を令和7年度当初予算で要求しておりました。実際には契約額が3年の総額で2億9,106万円となりました。その結果ですね、地域福祉課所管の福祉総合窓口受付等業務費では139万8,000円の減額となるものでございます。

それと同様の理由で減額になるものが、18ページ176番包括支援センター運営事業費（事業運営費）の675万8,000円の減額のうち、13万1,000円が先ほどの理由による減額になります。続きまして、19ページの180番福祉総合窓口業務等包括委託事業費（介護保険事業分）、138万円の減額が同様の理由によるものでございます20ページ192番身体障がい者福祉行政事務費394万3,000円の減額のうち、413万6,000円が同様の理由による減額になります。23ページまで進んでいただきまして、ナンバー223福祉総合窓口業務等包括委託事業費（国民健康保険事業分）147万8,000円が同様の理由によるものでございます。その下の224番国民年金事務取扱事務費65万2,000円が同様の理由によるものでございます。その1つ下、225番重度障害者医療助成費75万1,000円の減額も同様の理由によるものでございます。

最後、227番福祉総合窓口業務等包括委託事業費（後期高齢者医療事業分）の65万2,000円も同様の理由によるものでございます。すみません。長くなりましたけれども、地域福祉課の説明は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。続いて長寿社会課所管の予算について説明いたします。説明資料同じく所属別事業一覧と資料の1で行います。初めに所属事業別一覧の17ページを御覧ください。番号が161番の地域介護・福祉空間整備等補助金についてです。補正額は2,100万円の減額です。これは令和7年度に認知症グループホームの非常用自家発電の整備を予定しておりました法人1社が、来年度以降に整備時期を延期されたということで減額になったものでございます。

それに続いてその下の162番地域医療介護総合確保事業補助金です。補正額は5億1,251万9,000円の減額です。この事業の予算は毎年法人の補助金活用についての意向調査を行って予算措置をしております。今年度に補助金を活用して整備をする予定であった2法人につきまして、実施を見送られたことによる減額となっております。なお、残予算が7,258万円になりますが、これは2法人が整備をする補助金の額となっております。この事業につきましては、令和8年度に予算を繰り越して実施するものとなっております。

このことにつきまして、資料1の22ページ繰越明許費のページを御覧ください。1行目の地域医療介護総合確保事業補助金についてです。繰越しの理由は適正工期を確保するためです。施設の補助対象の事業の内容ですけれども、認知症対応型共同生活介護の1施設につきまして、施設の改修と開設準備に係る経費支援として4,875万2,000円、特定施設入居者生活介護の1

施設として開設準備に係る経費支援として2,382万8,000円という内訳になっております。適正工期を確保するための理由ですけれども、この事業につきましては、年度の途中に県からの補助金の交付決定を受けて、その後に事業者さんのほうに交付申請をしてもらおうということで、事業の開始が年度の途中となっております。今回のこの2事業につきましては、事業者への補助金の交付決定が令和8年2月の17日ということで、それ以降の着工ということで、工期の適正確保を図るものでございます。

続きまして、所属事業別一覧に戻りまして18ページを御覧ください。18ページの168番老人福祉センター運営費についてです。補正額は80万9,000円の増額となっております。この施設は鹿野町と佐治町の老人福祉センターとなりますけれども、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が指定管理として管理運営を行っているものでございます。このたびの補正予算は国の重点支援地方交付金を活用しまして、指定管理料の見直しを行うものでございます。この指定管理料につきましては、指定の際に予算措置を行っておりますけれども、賃金の水準や物価高騰が続いていることに対応しまして、市の指定管理料の適切な見直しを行いまして、適切な指定管理料として設定するために行っております。これは市全体で行っております。

対象となる経費は正職員と非常勤職員の人件費とその他の経費となっております。この補正額の算定方法は令和6年度と令和7年度の各指標の変動状況から変動率を求めまして算定しております。指標につきましては、正職員の人件費は鳥取県人事委員会が公表する民間給与実態調査の結果に基づいて行われておりますし、非常勤職員の人件費は鳥取県の最低賃金、その他の経費については9月の鳥取市消費者物価指数を参考にして数値の変動率を求めているものでございます。このように指定管理料の見直しを行った事業につきましては、同じく19ページになりますが、179番の青谷町高齢者生活福祉センターやすらぎにつきましては88万6,000円の増額補正予算を計上しておりますし、その下の183番総合福祉センターにつきましては169万7,000円、184番の砂丘ふれあい会館につきましては296万9,000円、最後に185番の湯谷荘につきましては57万5,000円の補正予算を計上しているものでございます。私からの説明は以上です。

続いて中央包括支援センター所管部分について説明いたします。

◆勝田鮮二委員長 藤木所長。

○藤木尚子中央包括支援センター所長 中央包括支援センター藤木です。私のほうからは、同じく所属別事業一覧を用いまして1事業ですが報告をさせていただきたいと思っております。ページは18ページの176番包括支援センター事業運営費についてです。補正額につきましては675万8,000円の減額としております。主なものといたしまして中央包括支援センターに配置をいたします3職種のうち、主任介護支援専門員という職種につきましては、社会福祉法人の協力を得ているところでございます。当初2名の配置を考えておりましたが、人員確保が難しく、現在1名配置となっております。その結果、負担金として529万2,000円を減額させていただいたものです。そのほか、地域包括支援センター運営協議会等の委員報酬、講師謝礼などについての減額も34万4,000円、地域包括支援センター新システムの入札に係る執行残額、車両リースを見送ったことなどに伴いまして113万3,000円などの減額という形にさせていただいてお

ります。

内訳といたしましては、国県の内訳として390万1,000円、それからその他としましては、1号の保険料ということで155万4,000円、一般財源として130万3,000円という割合になっております。私からは以上になります。

◆勝田鮮二委員長 枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 障がい福祉課枡谷です。それでは障がい福祉課の所管に属する2月補正予算について御説明をいたします。増額、減額幅の大きな事業などを説明をさせていただきます。同じく所属別事業一覧20ページ、ナンバーは189番の事業になります。障害者福祉センター管理運営費、補正額は141万7,000円の増額になります。これは先ほど長寿社会課からも説明がありました指定管理料の人件費の見直しに伴うものが増額分として100万5,000円、それに加えましてさわやか会館正面玄関車寄せ付近に柱がありますが、これのカバーの取替え修繕ということで41万2,000円、合わせて141万7,000円の増額補正をお願いするものになります。

さわやか会館の修繕につきましては、昨年11月に送迎用のバスが玄関付近で方向転換する際に車両の後ろが玄関の柱に接触をしたものになります。幸い、けが人等はおらず、車両のほうも塗料の付着、剥がれ程度ではございましたが、柱を覆うカバーにへこみが生じたため、修繕を行わせていただいたものになります。この修繕につきましては全額保険適用となりましたので財源は建物総合損害共済金となります。もう1つ財源更正といたしまして、一般財源の欄に78万7,000円の減額を記載しておりますが、こちら、さわやか会館の修繕費の返還金というものになります。令和6年度分でございますが、毎年、年度協定で年間修繕費分を年度協定でお示しをしているところですが、1年以上の負担金を返還をしていただくこととなります。令和6年度につきまして78万7,000円の未執行がございましたので、指定管理者のほうから返還をいただき、令和7年度の運営委託費に充当させていただいたものになります。

続きまして同じページのナンバー195番障害者自立支援法施行事務費、補正額は623万1,000円を減額となります。こちらは本年度、医療費助成のオンライン資格確認のためのシステム改修というものを計画をしておりましたが、ベンダー側のシステム開発の人材不足もございまして、改修の実施が困難となったことから、この部分の予算の減額をさせていただくものになります。

続きまして所属別事業一覧21ページ、ナンバー198番相談支援事業費、補正額は779万2,000円の減額になります。これは障がいのある方などからの相談に対応するために基幹相談支援事業所を設置するとともに、指定相談支援事業所7事業所に、相談支援業務を委託している事業になりますが、今年度、基幹相談支援事業所と障がい者支援センターそよかぜの職員さんのほうが産休・育休等で長期休業となりまして、委託費として計算しました職員数が減員となりましたことからこの減員に係る委託料を減額するものになります。

続きまして同じページのナンバー206番国県支出金返還金、補正額は6,575万1,000円になります。これは過年度に受け入れました国県負担金等につきまして、実績による精算により受入超過額の返還を行うものになります。自立支援医療育成更正、あと、障がい福祉サービスの

自立支援給付、地域生活支援事業などの過年度分の国県負担金と補助金につきまして、精算をし、返還するものになります。

続きまして22ページ、ナンバー207と209番、こちら併せて説明をさせていただきます。207番につきましては、国民健康保険団体連合会負担金と障がい者のサービスの負担金、補正額は2億8,298万9,000円の増額でございます。ナンバー209番のほうは国民健康保険団体連合会負担金の障がい児対象分、いわゆる障がい児のサービスの部分になります。補正額は4,771万9,000円の増額。こちらは障がい福祉サービス、障がい児の福祉サービスの今年度の実績見込みが既決予算を上回る見込みとなったことから、増額補正をお願いするものになります。実績の見込みにつきましては、本年4月～11月までの実績を基にしております、この期間について昨年度との比較を行いまして伸び率を計算しまして、12月以降の実績見込みを算出しているものでございます。

昨年度に比べまして、給付費の増加が大きなものには障がい福祉サービスにつきましては、就労継続支援B型、また、共同生活援助グループホームになります。あとは生活介護、いわゆるデイサービスの部分、こちらの額の増加が大きかったということになります。障がい児のサービスにつきましては、放課後等デイサービスと児童発達支援の伸び率、増加額が大きいという状況となっております。

続きまして繰越明許費について説明をさせていただきます。こちらは委員会説明資料、資料1を御覧いただき、22ページをおはぐりいただけますでしょうか。2行目の社会福祉施設等施設整備事業費、繰越明許費は2億3,718万2,000円でございます。こちらは今年度の6月補正お認めいただきました、放課後等デイサービスを併設する生活介護事業所の改築事業、事業者はNPO法人さくらんぼというところになります。こちらは予算額1億4,810万7,000円、もう1つが共同生活援助事業所の整備事業、事業者は株式会社松山の松の根っこという会社になります。予算額は8,907万5,000円でございます。これらの事業につきまして、適正工期を確保するために来年度への繰越しをお願いするものになります。さくらんぼのほうにつきましては、昨年6月に国の採択を受けまして8月以降に工事を進めてきたところでございますが、資材の入手難等もございまして、全体工程が連鎖的に遅延いたしまして、今年度の工事完成が困難となったことから今年度予算の繰越しをお願いさせていただきたいと考えております。

もう1つ、松のねっこのグループホームにつきましては、こちらにつきましては6月の国への事前協議では不採択となったものですが、10月に国から追加協議の募集がありまして、再度応募したものになります。採択を受けた場合には今年度完成が難しいということで、予算の繰越しを計上させていただいたところですが、残念ながらこちらにつきましては2月12日に不採択といった旨の通知がございましたので、実際には繰越ししないこととなる見込みでございます。繰越明許費は繰越の上限額を定めるものになりますので、実際に繰越額は6月議会で御報告する予定としております。障がい福祉課の説明は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。それでは続きまして生活福祉課所管の主な事業について御説明いたします。資料は所属別事業一覧に戻っていただきまして22ページでございます。22ペー

ジのナンバー214 生活困窮者自立支援事業費でございます。本事業は業務委託にて実施しております。就労準備支援事業は、生活福祉課と中央人権福祉センターの2課で、子どもの学習支援事業は生活福祉課と中央人権福祉センター、こども未来課の3課で共同して実施しており、利用実績に応じて負担割合が変更したことにより115万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

ページ変わりました23ページですが、上から3つ目のナンバー220 過年度国庫支出金返還金でございます。これは令和6年度の生活保護費の生活扶助、医療及び医療補助実績の確定及び精算によるものでございます。令和6年度の国庫負担金は既に受入れ済みでありますので8,083万8,000円の地方交付分を国に返還するため、こちらも増額補正をお願いするものでございます。

続きましてナンバー221の前に222番扶助費を最初に御説明いたします。財源内訳のその他の136万6,000円についてです。これは生活保護受給者の方が交通事故に遭われまして、いわゆる第三者行為により治療を受けられたことから、医療機関に対して立替払いをしておりました。このたび保険会社に事故の給付金を請求し、入金が確認できたことから財源更正を行うものでございます。それではナンバー221に戻りまして最高裁判決を踏まえた追加給付事業費でございます。事業費は2億4,437万1,000円で財源内訳ですが、国費が1億8,744万6,000円、残りは一般財源でございます。ここで大変申し訳ありません。資料の訂正をお願いいたします。右側の事業概要に記載しています金額で、国補助10分の10の事務費でございます。1,647万7,000円とありますが、正しくは1,667万1,000円、16671でございます。大変申し訳ありませんでした。

こちらの事業につきましては、説明資料を改めまして、資料1 令和8年2月定例市議会補正予算説明資料にて御説明いたします。ページは24ページと25ページでございます。初めに24ページお願いいたします。まず、判決の経緯と対応ですが、平成25年度から実施しました生活扶助基準改定に関して、令和7年6月最高裁判決で厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱、またはその濫用があり違法とされました。この判決を受けまして、国は専門委員会を設置して判決への対応を検討し、専門委員会の審議検討を経て4.78%引き下げたデフレ調整とは別の方法で再度2.49%引き下げ、図で示しておりますとおり、この4.78%と2.49%の差額分を生活保護受給世帯の方に対して追加給付することとされました。生活保護制度における基準額は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助など8つの扶助の合計額となりますが、このたび追加給付が求められているのは、生活扶助と言われる部分でございます。追加給付の対象世帯でございますが、平成28年8月以降の期間において生活保護を受給していた世帯でございます。既に生活保護ではない世帯、いわゆる生活保護廃止世帯も対象でございます。本市では対象世帯を3,300世帯と見込んでおるところでございます。その下、ただしと記載しておりますが、追加給付の概要につきましては次の25ページ上にあります図を使って御説明いたします。

生活扶助の基準となります居宅基準が適用された場合につきましては、平成25年8月～平成30年9月の間が追加給付の対象ですが、入院した場合の基準とか、介護施設に入所された場合の基準が適用されていた場合とか、あと、障がい者加算などの各種加算が計上されていた場合

は、平成25年8月～今年度末までが対象になるなど、追加給付の算定に当たっては複雑な計算を要することとなっております。追加給付の対象ですが、現在、受給中の世帯の方については、各自治体が職権で給付を行いますが、生活保護廃止世帯の方につきましては世帯主等からの申出を行っていただくこととなります。

今後のスケジュールですけれども、2月定例市議会にて御承認いただきましたら、まずは生活扶助の再計算に必要なデータを抽出するためにシステム改修を行いたいと考えております。国としましては、現在、生活保護受給世帯の方に対して最優先に支給をとのことですので、令和8年度中支給できるよう、関係予算の繰越明許費も提案させていただき、特に現在、受給中の方への支給を急ぎたいと考えているところでございます。

最後になりますが、繰越明許費について御説明いたします。資料は22ページを御覧ください。下から2つ目生活保護事務費でございます。こちらにつきましては、国に報告しています被保護者調査の項目変更に係る生活保護システムの改修経費でございます。翌年度に繰り越して執行するため、システム改修経費を計上させていただいております。また、次の160番最高裁判決を踏まえた追加給付事業費につきましては、事業費全額を翌年度に繰越するというところで予算計上させていただいているところでございます。生活福祉課の説明は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。では、私のほうからは保険年金課の所管に属する2月補正予算について御説明させていただきます。資料のほうは所属別事業一覧の23ページ、24ページを御覧ください。ナンバーが223～235までが保険年金課の所管となっております。そのうち、229、230、231、この3つは医療費の自己負担分を助成する事業の増額補正となっております。229、特定疾病医療助成費15万4,000円、230、小児特別医療助成費3,457万6,000円、231、ひとり親家庭医療助成費510万1,000円です。令和7年度の当初予算では過去3年の実績を基に計上しておりまして、当初見込み以上の助成額が見込まれるため、増額補正予算をお願いするものです。

次に235、ページをめくっていただいて25ページになりますが、235番未熟児養育医療助成費28万5,000円の増額補正です。これは令和6年度実績に伴い、国への返還金が生じたため、28万5,000円の増額補正予算をお願いするものです。なお、財源内訳の国庫77万9,000円の内訳としましては国庫負担金が51万9,000円、県負担金が26万円です。これは令和5年度の未熟児養育医療助成費負担金に対して、令和7年度に額の変更が生じたため、追加で負担金を受け入れるものです。それに伴って財源更正を行いまして一般財源のほうは49万4,000円の減額となっております。福祉部一般会計の説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑はございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。まず、2点ありまして、1つは地域福祉課さんの地域福祉相談センター事業の終了ということで、内容はよく分かりましたし、移行されるということで社協さんとかその実態。これ、市民の方や今、使っておられる方にどのようにこういうことをお伝えされているのか、困らないようにですね、その辺りの状況を教えていただきたいと思います。まず、

1つはそれです。もう1つ、いいですかね、2本一遍に言って、1個ずつ。

◆勝田鮮二委員長 1つずつ。

◆西尾彰仁委員 じゃあ、これをお願いします。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉相談センターの今の事業の終了を市民の方々にどうやって伝えようとしているかという質疑だったのでしょうか。まだそういった動きはまだしておりませんで、今はまだ、事業者さんのほうの聞き取りをして、多分、有効だということで引継ぎをさせていただいております。この2月議会、先議になると思いますが、認められましたら当然そのセンターを運営しておられる法人さんもですし、ちょっと今、ぱっと市民の方々へどうして周知するのかなという事は今、頭の中に浮かんではいないんですけども、またちょっと検討してみたいなというふうに思います。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。分かりました。利用された方、いわゆる利用されている方なんか、特に戸惑わないように市民目線でしっかりとこういうの、なくなるけども、受皿があるんだよということをお伝えしていただきたいなと、これは要望です。

では、続けてもう1つですけども、当初予算でも説明をいただいたんですけども、この長寿社会課さん、地域医療介護総合確保事業費補助金です。補正前5億8,500万ということで5億1,200万、ほとんど全部落とすということで、そもそもこれ、どこだったかちょっと忘れちゃったんですけども、どのような経緯で落とすような形で、できないということになったのか、資材とか、いろんな内輪のこともあるんでしょうけど、2業者さん、2施設さんですね、その辺と、なぜこの2月なのか、もうちょっと早い時期で見極めてやとつたら、いいんじゃないかなと思ったりもするんですけども、あまりにも金額が大きいし、繰越しする額ということで、7,000万ぐらいだったですよ、事業繰越。事業費ももっと下がっているしということで、その辺の詳細な説明をもうちょっとお願いできないでしょうか。以上です。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。この見送られた事業ですけども、結局、法人さんに補助金活用して整備をされませんかということで調査をするんですけども、そのときは法人さんがこういった事業を活用できるのであれば、補助金を活用できるのであれば、整備をしたいというふうな御回答いただいております。大きな事業費になっているのは、やはりその法人さんのほうで施設のほう、古くなっている施設が多くて整備に当たっては運営しておられる施設について多くその整備をしたいというような意向を示されているところに対応して、市としては補正予算を組ませていただいております。その後、法人さんの中で実際にするかどうかっていうところを話し合いをされる中で、やはりちょっと今回は見送ろうかというようなことになって、毎回同じように予算を上げて補正で落としてというようなことになっておりますので、ちょっと法人さんへの意向調査のやり方については少しそういったところを踏まえて見直していきたいなというふうには思っているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 ちょっとやりたいからしてくれっていう、それで補助金をつけて、また、落とすというパターンが何か続いとるようで、しっかりちょっと本当でやるんかという、その法人の繰越しかけるのはいいんですけども、5億から落とすというような、これはあんまり好ましくないんじゃないかなと私は思うので、聞き取りでしっかり見積りなりやる、役員会とかそういうのでちゃんと決めたかっていうところを確認して、補正でも当初でも予算計上していただきたいと思います。要望です。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 まず、地域福祉相談センターについてです。この事業の触れ込みというか、身近なところでどんな世代の相談も受けますよということで委託料も出して、看板かけて皆さんに知らせてっていうことで取り組んだ事業だと思うんです。それが、こういう数が減ってくる中で実態調査されたっていうことなわけですけど、まずそのことについてどのように総括をしておられるのかということと、それから何年になるんですかね、5、6、7、

◆勝田鮮二委員長 岩永委員、1つずつ。

◆岩永安子委員 はい。まずどのように総括しておられるのか。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉相談センターの総括ということでございました。委員さん御紹介ありましたように、この平成30年のたしか11月だったと思います。市長の政策公約、地域共生社会の実現ということで、市民の方が身近なところでいろんな相談が受けられるということで、1つ、ある意味肝煎りの施策だったというふうに記憶をしております。以前、特別養護老人ホームであるとか、デイサービスセンターというのはその施設に、昔、在宅介護支援センターというような機能を持たせたりとかっていう時代がございました。そういったものを復活といいますか、させるような形でこの地域福祉相談センターというものを各法人さんのほうに委託したというような経過であったろうと思います。実際にやってみますとやはり委託先が、ほとんどが介護の施設、高齢者の施設ということで、いわゆる相談者さんであるとかっていうことが、大部分が高齢者に関わるということが多かったということとこのがありました。

あと、内容も、先ほども申しましたけども、いわゆるその施設の利用の仕方であるとか、例えば、介護サービス使うときにはどうしたらいいとか、介護認定どうしたらいいのかっていうようなそういった相談というか、問合せが圧倒的に多かったというようなことを伺っております。あと、最近の情勢といたしましては、この地域密着型の地域包括支援センター10か所が委託ということで整備されたということで、それで、民生委員さんとか、いわゆる地域の方々にお話聞きますと包括に行けばいいんだろというようなことでおっしゃる方々が増えてきて、この地域包括支援センターの認知度はかなり上がってきたんだろというふうに思っております。

それで、この地域包括支援センターにつきましても、いわゆる包括的に相談支援を行うということで高齢者のみならずいろんな世帯の相談も、複合的な課題なんかにも対しても相談受けるというようなことで、機能充実というようなことで図ってきておりますので、地域福祉相談センターというよりも地域に単に根づきつつあるというか、根づいてきている地域包括支援セ

ンターのほうがいいのではないかとこのように考えておるところでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 地域包括支援センターを市民に知っていただくというようなことで第9期の介護保険事業計画のその前の65歳以上の高齢者の方にアンケート調査取ると、その調査の中に補聴器のことも入れたんですけど、併せて、地域包括支援センターね、知っていますか。知ってもらうためにアンケート項目に独自で入れたりなんかしたと思うんですよ。やっぱりそうやって本来地域包括支援センターで10か所もつくったわけだし、そこでやっぱりいろんな相談に乗れますよっていうことを宣伝しようとしたときに、この地域福祉相談センターの役割はどうだったのかなみたいなことが併せてチェックされんといけなかったのかもしれないなど。そのときから既に3年たっているわけで、思ったりしました。

始まった当初どのくらいの相談件数がありますかとかいうの、資料ももらったりしていました。だけど、何年かたつとその辺もちょっとチェックも弱くなってしまっていたのかなって思います。市民のいろんな相談を受けるのは行政の役割だと思うんですよね。それを委託するわけですから、やっぱり委託した事業がちゃんとできているのかどうかっていうのは、これ本当に毎年毎年チェックを入れていかないといけないなということだなということ改めて思いましたので、それはやっぱり今後もきちんと肝に銘じてやっていただきたいなと思います。

◆勝田鮮二委員長 意見でよろしいですか。

◆岩永安子委員 はい。

◆勝田鮮二委員長 別の項目。

◆西尾彰仁委員 別の項目です。

◆勝田鮮二委員長 はい、岩永委員はこれ意見で、大丈夫ですか。

◆岩永安子委員 いや、別の項目ありますけど、どうぞ。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。ちょっとすみません。先ほどちょっと気になって忘れとることがありまして、最高裁判決を踏まえた追加給付事業費なんですけど、これ伊藤議員さんも質問されたんですけども、ここでちょっと気になったことがありましてというのは、追加給付の方法で生活保護廃止世帯、前は生活保護を一旦もらっていったんですけど、今は、生活保護は外れています。そういう人は、世帯主等からの申出によるというけど、うちがそのときに該当になっただけかどうとか、そういうこと分りにくいんじゃないかなと、そういう方に対してあなたは該当になっていますというような通知をされるのか、そうしたことによっておかげさまで今は生活保護から抜けましたと喜んでいて、それはいいですっていう方がおられるかもしれないけれども、取りあえずはそこに、分からん世帯もあられんかなと思って、時間がたつとるわけですし、そういうお知らせはどうされるのか、ちょっとその辺を教えてください。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課西垣です。生活保護廃止世帯の方に対しての通知ですけど、国のほうの考え方としてはプッシュ型の通知、連絡、お知らせしないということになっております。あくまでも御本人さんからの申出に応じて、その内容をこちら、各自治体のほうが内容

を精査して審査していく、こういうふうな形を取るということになっております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。分かりました。国からはそうだけど、本来はそういうのを行政がよくなくても、シンクタンクとか、社協さんとかいろんな団体を通して本当は出されるほうが僕は親切じゃないかなと、これ、その還付が生じたわけですから、それはちょっと感じるとかなんで、その辺も今後検討していただければ。そんな早急に出すっていうわけでもなしに、8年度に、国はそうであっても市、直でなくとも社協さんとか、NPOさんとか通じてちょっと出してあげるほうが親切じゃないかなと、鳥取市はそういうこともしているんだよという、その当時にこういう判決が出るとわけですから、というこれは意見です。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 私も令和8年度中にお知らせを、申し出られて令和8年度だけだということでも非常に複雑ですよね。計算も複雑かもしれんけど、さっき西尾議員が言われたように該当するのかわかっていうのは非常に分かりづらい。なので、それをどういうふうにお知らせするのか、亡くなっておられるかもしれないし、それは分からないんですけど、でも、行政の側としては該当する人はつかめるんだと思うんです。なので、やっぱりそこが本当の謝罪になってないということなのかなって思ったりしますけど、せっかくこの人件費も使って事業を計算したりするので、何とかね、申出くださいだけじゃなくて、お申出くださいのお知らせもどう丁寧にするか、それも教えていただきたいですし、それから私は、であれば、こちらからちゃんと連絡を入れる、文書を送るとかいうようなこともしたらいいと思いますが、いかがでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。生活保護廃止になっている世帯の方に対してどう通知するのかわかっていうのは全国の自治体、厚生労働省の説明会が開催されるたびに全国の自治体から問合せがあるテーマでございます。この事務につきましては国のほうは一貫して、各地域でばらばらな対応はしないようにという意味だと思っておりますけれども、プッシュ型の通知はしない。各自治体からは問合せが出ていますけれども、プッシュ型の通知はしない。これが国の方針で今なっておりますので、我々としましては、まず、国のほうの相談センターを設置する。各種媒体を利用して周知、広報を図るというふうに述べておりますし、鳥取県のほうも相談窓口を設置されたということでございます。我々としましても市報とか、ホームページ等々で分かりやすい説明に努めていこうかなと今、考えているところでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 8年度末っていうのも、これも国が決めたことで延長は考えていないということですか。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課西垣です。今の時点ではそのような説明を国のほうから受けておりますけれども、今後についてはまた、状況に応じて変わってくる場合もあるのかなと

は思っておりますが、今時点ではこういう形で動こうかなと本市としても考えているところでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。今の時点では8年度末までということだということですが、しっかり周知していただきたいですし、それから要望がやっぱり出てくるんだと思いますので、ぜひ、それこそ1人残さず届くようにしていただきたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

◆岡田 実委員 はい。関連してですけど。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。代表質問の中で、すみません。質疑の中でこの給付金のデータの保存年限のことをたしか御答弁されたと思うんですけど、5年っていうふうにおっしゃったと思うんですが、これさらに、そうは言っても前のデータがあったので対応することができたというふうな御答弁いただいたと思うんですが、そこも本来だったら5年よりも前のものはないとされたものがあつたわけですけど、そのデータの取扱いっていうのはどのように考えてますでしょうか。その質問の意図なんですけども、こういった後になってから追加給付が発生するような事案があるんだとしたなら、保存年限というところも、もう一度今回のことをきっかけに考えなきゃいけないのかなということを思ったもんですから、その辺りは今回どのように、5年よりも以前のものを整理して活用して行って、今後はどうするかっていう辺りを教えていただけたらと思います。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課西垣です。5年につきましては、公文書として文書が保存されてる期間が5年でございます。引き続き公文書については5年で保存して、その後廃棄、5年たてば廃棄という形は、これは継続していこうかなと思っております。今回データという話、電子データのことなんですけども、データの話を見せていただいております。これは、これから開発元と契約いたしまして、サーバーの中に恐らく残っているであろうけども、数字ですね、生活扶助費の計算した数字が残っていると思いますので、これを25年8月まで遡りまして、これを探り出していくということになりますので、この数字はどのような形で並んでいるのかっていうのもまだ不透明でございまして、これから開発元と繰り返し、繰り返し検証を重ねて、羅列してある数字のデータを正確に抜き出すことで、正しい計算を行う上で一番大事なことになると思っておりますので、ここの部分をまず力を入れて取り組んでいこうかなと、今、考えているところでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。詳しくありがとうございます。そうなりますと、平成25年8月以降からの遡りにつけて、うち鳥取市は何とかそういう形で対応できてるのかなと思うんですが、ほかの市町なんかでの情報っていうのは入っておられますのでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課西垣です。このたびの件で、参考までに米子市さんとか、

松江市さんとか、ちょっとお聞きいたしました。そうすると、米子市さんも、松江市さんもシステム会社、いわゆるベンダー、システム会社、開発元、替えられたみたいでして、電子データがうまく引継ぎできてないのではないかと。とある時点からは手計算、ケースワーカーが手計算をすることになるということで、ちょっと大変そうな感じを受けておりますけれども、システム会社を替えていないところについては、恐らくデータがあるのではないかなと思っております。以上でございます。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今のお話を聞いていると、やっぱり令和8年度末で終わりなんていうのは本当に無理な話だと思います。ぜひ、担当課からも国に意見を上げていただきたいなと思います。実情を見ながら、やっぱりちゃんと支給できるようにしてほしいということ、意見を上げていただきたいと思います。ほかのこと、いいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 今のは意見でいいですか。

◆岩永安子委員 いかがでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課西垣です。今、頂戴いたしました御意見につきましては鳥取県とも相談いたしまして、また、しかるべき報告なり提案なりをさせていただこうと思っております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 関連で、どうぞ。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。関連してお尋ねします。要望がある前提でどうこうという話をする場ではないと思いますし、令和7年度の補正予算の話ですが、その範疇であるとも国から言われている指標に基づいて実施するというところまでしかお答えできないと思いますので、確認をしたいのは、もし、各委員から言われたように3,300世帯のうち、もしも2,900ぐらいあって400件ぐらい余ってしまったと。それがゼロになるまでやろうとするのであれば、本市で独自のこの給付事業を立ち上げてやらないといけないだとか、各町村とは別に、当時本市にいて移動されてる人の状況が分かるところまでやるためには、鳥取市独自でその事業を立ち上げていかないといけない、そういうところをお答え願います。

この今あるものの期限を令和8年度～9年にというところは、国のパッケージなので、本市ではできないものなことなのか。すみません。ちょっと聞き方がまずいですが、この事業の延長を要望するんじゃなくて、本市独自にやっていくというような形でないものなのか、1点お答えください。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。本市単独で引き続き事業を継続するのかなという御質問いただきました。本事業は生活保護業務が第1号の法定受託事務ということもございます。国の中で4分の3、これは補助金をいただいて運営している事業でございます。この場で、継続してこの扶助費全額を本市一般財源で抱えることができるのかどうかという、この場でお答えすることもちょっとできかねますし、生活保護を廃止された方については既にお亡くなり

になられた方もいらっしゃると思います。我々、それを調べる権限は既にございませので、そういった方に対して調査がなかなか行き届かないという部分がございます。なかなかこの場ではちょっとお答えが難しい御質問なんで、ちょっとすぐこうこう、これに対応するというところはちょっとお答えするのが難しいということでございます。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。委託料の件なんですけども、まず、長寿社会課さん、課長さんのほうで説明されました、例えばナンバーでいきますところの168番老人福祉センター運営費のところ、80万9,000円とか、179のやすらぎのところ、88万6,000円とか、183番で169万7,000円とあります。これ正職員であつたりとか、会計年度任用職員の方であつたりとかというところをお聞きしたんですが、これ、国県の補助金のほうから出ていまして、財源が。これはこの令和7年度だけが補助金で財源となっていて、8年度以降ですから、次からはこの財源はどうなるんだろうかと思ひまして、その辺り教えていただけますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。このたび説明させていただきましたのは、令和7年度2月補正について説明させていただきました。指定管理料については、実際は5年間の指定期間のものを債務負担で計上しておりまして、そのことにつきましては当初予算のほうで御説明をさせていただきたいと思ひます。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございます。もう1つ、委託料の件なんですけども、今日、説明では予算書は使われなかったんですが、補正予算書のほう、もう1個開いていただけたらと思ひなんですけども、この中のやっぱり委託費に関するところでございます。ひょっとしたら説明、先ほどの柘谷課長さんのほうから説明あつたかも分からないんですが、ページでいきますところの88、89ページ、予算書ちょっと開けていただきまして、それで、この中で、88ページと89ページです。ちょうど真ん中辺りの身体障がい者福祉費の中の委託費、委託料なんですけども、これ388万2,000円減額とこれなっています。併せて、ちょっとあと2点ほど、これやはり委託費のことなんですけども、92ページと93ページ、ここの障害者自立支援事業費で、委託料が1,400と2万3,000円ですか。ここはやっぱり委託料が減額になっております。

それから、まためくっていただきまして、次の94ページ、95ページなんですけども、これは人権交流、これ、関係ないか。これ、関係ないですね。これは外れてしまいました。すみません。はい。委託料でやはり今、物価高騰であつたりとか、人件費等々で高騰している中で、下がってくるとすぐちょっと気になるもんですから、ここの減額の中で、ほかの要因で減額されたものなのか、その資材高騰とか、人件費のほうはちゃんと見えているんだろうかというところは気になったので、その辺りを教えていただけたらと思ひます。

◆勝田鮮二委員長 柘谷課長。

○柘谷承文障がい福祉課長 障がい福祉課柘谷です。予算書88ページ、89ページの部分、委託料マイナス388万2,000円という部分につきましては、地域福祉課次長が説明しました福祉相談窓口の委託料の減額部分になります。91ページにつきましてはちょっとお時間をいただけたら

すでしょうか。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。では、今でなくてもまた後でも教えていただけたらと思います。

◆勝田鮮二委員長 ほかのこと。はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 いいですかね。すみません。18ページの176番の包括支援センター運営事業費で、主任介護支援専門員が1名減で、その分が529万3,000円の減額でしたということの報告がありました。出向で、結局いろんな市内の法人から出向で来てもらうことができなかったということだと思うんですけど、やっぱりそれぞれのところのケアマネさんの確保がなかなか厳しくなっているということではないのかなと思うんです。

それで、基幹センターと10か所の地域の包括支援センターが本当に役割を果たしていくために、ケアマネ、主任介護支援専門員さんの役割大きいと思うんです。鳥取市内のこの主任介護支援専門員のありようをどういうふうと考えておられるのか、私はやっぱり実態調査だとか、そういうことも必要なんじゃないのかなと思ったりするんですけど、その辺はどういうふうを考えておられるのかということ、お願いします。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼長寿社会課長 すみません。岩永委員さん、質問をちょっと聞き逃してしまっておりまして。

◆勝田鮮二委員長 はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。包括支援センターの運営事業費で、主任介護支援専門員さんが1名減ということで529万3,000円の減額ですということでした。それで生活支援センター、さっきの福祉相談窓口の重要な役割を果たし、ケアプランも、もちろんですけど、重要な役割を果たしてる包括支援センターの人材不足、それでそれはここだけの問題じゃなくて、鳥取市内のやっぱり主任介護支援専門員の状況がどうなってるのかとか、自治体によっては育成するための支援をやっているところもありますし、まずはどういう状況になっているのかっていう調査があるんじゃないのかなと思いますが、どうでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内です。まず、ケアマネ、いわゆる介護支援専門員、さらにその上の主任ケアマネということで、今ケアマネさんのいわゆる登録であるとか、研修というのは、今は県のほうが行ってる事業というふうになっていまして、中核市になっていろんな事務が県から移譲されたんですけども、いわゆるケアマネさんのそういった研修のこととか、いわゆる登録の部分に関しても県のほうが行っております。実態として、個人個人のケアマネさん登録はあるんだけど、その方々がいわゆる事業所でケアマネの仕事をしていただいているかどうかというのはまたちょっと別な話でありまして、例えば一人でケアマネの事業所をやっている方がもう辞めるとか、ケアマネさんがなかなか確保できないので、幾つかの事業所を統合したりとかっていう動きは今現在あっているようです。

それで、ケアマネの資格を持ちながら、それを仕事とされてない方なんかもたくさんあったりとかというようなことも、県のほうとしては保育士さんも働いてもらうみたいな、同じよう

な感じで、せっかく有資格の方をしっかりと働いてもらうというようことの、課題としては捉えているというようには認識はしております。ただ、そういったもの、市が独自でどうやって調査をしていくのかということも、ちょっと今、正直、思いつかないところもあるんですけども、ケアマネさんのいわゆる団体としては、団体って言うていいのかな、ケアマネ、いわゆるケアマネ協、ケアマネ協って言うてるんですけども、鳥取県の介護支援専門員連絡協議会、そういったような組織も幾つかあるように聞いておりますので、また、そういった団体さん等の聞き取りをするとか、意見交換ってようなものはあっているのかなというふうには感じております。

そういったケアマネさんの育成、管理を担っておられる県とも少し連携といいますか、取りながら、そういった人材、いわゆる地域包括支援センターで働いていただけるようなケアマネさん、広くはケアマネさんと仕事をしていただくということになると思うんですけども、そういったことも含めて県とも協調というか、相談といいますか、してみる価値はあるのかなというふうにもお話を聞きながら感じたところでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。ぜひ検討していただきたいなって思います。もともと行政がやっちゃったような仕事を、ケアマネさんが介護保険の分野ではあるけれど、対象者の1人に対してやっていると。それから包括支援センターの主任ケアマネさんってなったら、地域のことをいろいろ相談受けてやってるっていうレベルの仕事をやっておられるわけで、やっぱり行政がきちんと関心を持って仕事をしていただけるようにしていくっていうことは考えていただきたいなと。

◆勝田鮮二委員長 意見でよろしいですか。

◆岩永安子委員 はい。

◆勝田鮮二委員長 枅谷課長。

○枅谷承文障がい福祉課長 すみません。障がい福祉課枅谷です。先ほど岡田委員さんより予算書93ページ委託料マイナス1,402万3,000円の内訳についてという御質問いただきました。すみません。所属別事業一覧のほうのまずは20ページ195番の上、障害者自立支援法施行事務費の中の医療費助成オンライン資格確認のシステム改修の取りやめに伴う1つは、779万2,000円、これが、OA機器委託料の減額が1つと、間違えた。すみません。減額幅623万1,000円です。失礼しました。もう1つが21ページナンバー198番相談支援事業費の委託料でして、これは相談業務を委託している基幹相談支援事業所とそよかぜさんの職員が減員となったことから、それに係る委託料を減額したものでございまして、これが779万2,000円のマイナスということと合わせて1,402万3,000円ということになっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 はい、委員の皆様にお伺いします。この第23号、この件に関して意見がまだまだあるようでしたら、暫時休憩を挟みますけども。最後ということで、はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 屋根の修復、高齢者福祉センター屋上防水改修工事、見積りミスでこんなに1,468万3,000円の減額になるのかしら。何なのかしらと思ってです。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。事業概要に記載のとおり、センターの屋上防水改修工事です。入札による減ということになっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。それではここで暫時休憩とします。13時15分から再開しますのでよろしくお願います。

午後12時15分 休憩

午後1時14分 再開

◆勝田鮮二委員長 それでは、ただいまより福祉保健委員会を再開いたします。

議案第26号令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第4号）（説明・質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第26号令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算の説明をお願いします。池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。それでは、国民健康保険費特別会計の2月補正予算について御説明をさせていただきます。資料は所属別事業一覧の65、66ページを御覧ください。番号で言いますと1番～12番までが事業勘定となっております。初めに事業勘定から御説明をさせていただきます。この中で番号7番ですが、国民健康保険費の事業勘定で直診勘定への繰出しです。補正額としましては1,180万6,000円です。このうち、1,100万4,000円はへき地直営診療所の赤字に対する運営費に係る補助を受けることができましたので計上しております。国保の特別調整交付金は、一度事業勘定で受け入れた上で直診勘定へ繰り出す必要があるため、関連して事業勘定と直診勘定の補正予算を計上しております。

へき地の直営診療所の赤字に対する運営費に係る補助ですが、半径4キロ以内に他の機関がない、あっても週3日以下の医療機関などの条件にある医療機関であって、1月～12月の間の支出額が繰越金などを除いた収入額を超える場合、その一部、2分の1の額ですが、これが交付されるものです。佐治診療所の運営状況は人口減少などによって診療収入が減少傾向にありまして、昨年度に引き続きこの交付申請を行っております。内訳としましては、医科が525万6,000円、歯科が574万8,000円です。

続きまして直診勘定について説明させていただきます。ナンバー13番～17番が直診勘定ですが、主に財源更正ですが、13番医科運営費と15番の歯科運営費それぞれ医科運営費のほうが27万9,000円の増、それから歯科運営費のほうが3万7,000円の増ですが、これは令和6年度の売上げの消費税の額が48万円を超過したため、令和7年度売上げの消費税の中間申告、中間納付が必要となったものです。説明は以上です。

- ◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑はございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- ◆勝田鮮二委員長 質疑なしと認め質疑を終結します。討論はございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- ◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第26号令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。
（賛成者挙手）
- ◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第28号令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第4号）（説明・質疑・討論・採決）

- ◆勝田鮮二委員長 次に議案第28号令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算の説明をお願いします。松本次長。
- 松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。それでは議案第28号令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算について説明いたします。同じく所属別事業一覧の68ページ～69ページが介護保険費特別会計になります。68ページの今回の補正につきましては、主に介護給付費等の実績見込みによるものとなっております。そのほかの事業につきまして主なものについて説明をいたします。1の事務費についてです。補正額37万9,000円の増額です。事業概要のところに記載しておりますが、まず、1つ目としまして令和7年度税制改正によりまして、給与所得控除が55万円から65万円に引き上げられたことから介護保険システムの改修費が必要となりましたので、それに伴う改修費としまして177万3,000円の増額、それからその他事務処理に使用しております住民情報系システムの維持管理費が減となったことから139万4,000円の減額となりましたので、差引きの37万9,000円を増額補正にするものでございます。
続いて69ページの13番在宅医療・介護連携推進事業費についてです。補正額は633万3,000円の減額となっております。この事業につきましては東部医師会に委託して実施しているものですが、事業実績のうち、事業実績による減額となります。主な理由ですけれども、委託事業のうちの多職種連携事業につきまして、県の地域医療介護総合確保基金事業補助金が活用できることになりましたので、その補助額の500万円について委託料の減額がありましたので、補正予算を計上しております。介護保険特別会計の補正予算につきましては、歳入、歳出とも6億9,092万3,000円の補正予算を計上しているものでございます。説明は以上です。
- ◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 令和7年税制改正に伴う介護保険システム改修ってというのは、この後、出てくる介護保険料の第何号議案になるのかな。介護保険料の改定に関わるシステム改修なんですか。
- ◆勝田鮮二委員長 松本次長。
- 松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。この後、御説明いたします第50号の鳥取

市介護保険条例の一部改正について御説明する内容に関わるものでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 税制改正は国の制度なのですが、税制改正に伴って介護保険料を変えるっていうのは、これは鳥取市の判断によるものでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。この7年度の税制改正に伴う介護保険料が影響を受けることにつきましては、ちょっと後ほど詳しく説明させていただきますが、介護保険料、第9期の介護保険事業計画期間、6年度～8年度までの期間につきましては、給付費等算定いたしまして保険料のほう算定しているところです。今回7年度の税制改正がありましてこの所得控除が引上げになったことに伴いまして、介護保険料の判定に用いております合計所得ですとか、あと、非課税課税区分っていうところが変わってまいります。そのところを国のほうが法律のほう改正されまして、そういった影響が出ないように改正されたところで、令和7年度の介護保険料と同じ保険料段階に令和8年度はなるように制度改正されましたので、それに伴いまして現在の介護保険システムの保険料算定に係る部分のシステムを改修する必要が出てきているということでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第28号令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第32号令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第5号）（説明・質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 次に議案第32号令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算の説明をお願いします。池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。では、議案第32号令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算について御説明をさせていただきます。所属別事業一覧の74ページを御覧ください。この中で3番後期高齢者医療広域連合納付金で、補正額としましては2億2,282万6,000円の増額補正です。この納付金は鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、各市町村がそれぞれ集めた保険料と一般会計から繰入れをする保険料軽減の基盤安定負担金を合わせて納付をするものです。保険料収入が増となる見込みとなったため、増額補正予算を計上しておりまして、これは被保険者数の増が主要因でして、令和6年度より約550人増となっております。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 質疑なしと認め質疑を終結します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第32号令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第47号鳥取市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは続いて先議分以外に入ります。議案第47号鳥取市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明をお願いします。松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。それでは議案第47号鳥取市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。説明資料は資料の2の福祉保健委員会附議案等説明資料で行います。ページは2ページになります。2ページをお開きください。鳥取市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、まず、この施設の概要ですけれども、名称は鳥取市大杵老人憩の家に関するものでございます。設置年月ですけれども、平成5年4月に設置したものでございます。この施設では老人を対象とした研修、またはレクリエーション等の場を提供しまして老人の心身の健康増進を図る事業を行う施設となっております。

これまでの経過でございますが、平成23年の4月に大杵の自治会のほうから老人憩の家の使用を廃止するというような届出をいただきました。これに伴いまして大杵の自治会での使用は廃止になりましたので平成23年10月に鳥取市福祉会が福祉サービス、これは健康づくりですとか、生きがいつくりといったような福祉サービスの提供の場として利用を開始したところでございます。その事業が平成27年3月で終了したものですから、以降は老人憩の家の機能を維持しながら利用していないといった未利用財産となっていたところでございます。令和6年度の11月に、鳥取市市有財産検討委員会幹事会のほうで未利用財産として利活用の検討を始めておりまして、その後、7年の1月に鳥取市市有財産検討委員会で協議をしまして売却の方針を決定したというところでございます。7年の、今年度4月～9月にかけて境界確定ですとか、不動産鑑定等を行っているものでございます。

条例改正の内容につきまして、目的としましては鳥取市大杵老人憩の家につきまして鳥取市未利用財産の利活用についての方針に基づきまして売却するという事に決まりましたので所要の整理を行うために行ったものでございます。改正の内容は、条例の中の鳥取市大杵老人憩の家の規定を削除するものでございます。これによりまして憩の家の施設数は19施設から18施設になりました。施行期日ですけれども、令和8年4月1日としております。今後のスケジュールですけれども、今議会で条例改正の議決をいただいた後、来年度、令和8年4月～6月に一般競争入札による売却先の決定、それから売買契約を結びまして売却の手続きを進めていくものでございます。廃止に伴いまして国県の補助金を活用して整備した施設となりますので、補助金の返還額が必要ということになった場合は、9月の議会で関連予算を計上させていただく

予定としているものでございます。説明は以上です。

- ◆勝田鮮二委員長 本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。なしということであります。

議案第48号鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（説明）

- ◆勝田鮮二委員長 それでは次に議案第48号鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての説明をお願いします。山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内でございます。そういたしますと議案第48号鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明いたします。資料は先ほどの資料と同じ資料2の4ページからになります。御確認お願いいたします。この条例の一部改正の目的でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律、こういった国の法律がございまして、この法律の改正に伴い、支給範囲及び支給順位についての規定を明確にすることを目的としております。改正の内容でございます。支給対象順位の規定に兄弟姉妹を明記することといたします。それは第4条第1項第1号と第3号の関係部分でございます。もう1点が、災害弔慰金の支給対象順位の規定に配偶者の定義を明記いたします。第4条第1項第2号関係でございます。参考に国の法律をそちらに掲載をさせていただいております。

なお、この国のほうの改正は、法律の改正に伴いと、先ほど目的のところでお話ししましたが、もう平成23年にはこの法律は既に改正をされておりました。鳥取市のほうも、条例を定めておりましたが、その当時の判断で、あくまで国の法律に基づいて、それ以外の部分を条例で定めるという規定でございましたので、国の法律に規定してあれば、条例まで定める必要はないんじゃないかというのが当時の判断だったようでございますが、やはり条例にも、きちんと明記したほうが市民の方々にも分かりやすいだろうということで、このたび、この条例改正をさせていただくということでございます。

改めまして内容を説明いたしますと、まず、配偶者に関しましては、この括弧書きの部分が国にはうたわれていましたものを、市の条例のほうにも明記することといたしました。婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除くという規定を明記いたしました。また、最後のただし以下なんですけども、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限るということで、これまで本市の条例では、兄弟姉妹というのは明記してなかったんですけども、それをきちんと条例のほうにもうたうというように、いわゆる規定の明確化ということを目的に改正をさせていただくものでございます。以上でございます。

- ◆勝田鮮二委員長 本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆勝田鮮二委員長 なしということであります。

議案第49号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは次に議案第49号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についての説明をお願いします。池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** 保険年金課池上です。それでは議案第49号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について御説明させていただきます。資料は資料2の7ページを御覧ください。この条例改正の目的ですが、国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、国民健康保険料に係る賦課限度額の引上げ、それから保険料軽減対象の拡大及び子ども・子育て支援納付金分を新設するとともに、保険料率の改定を行うことを目的としております。2番、主な改正の内容ですが、1点目は賦課限度額の見直しです。賦課限度額を国の改正基準どおりとしまして、基礎賦課分保険料については、現行の66万円を1万円引き上げて67万円、子ども・子育て支援納付金分保険料は新設して3万円とします。また、後期高齢者支援金等分と、これは26万円と介護納付金分17万円はそのまま据え置きますので、保険料の賦課限度額の合計は113万円となります。現行が109万円です。

次に2点目ですが、国民健康保険運営協議会の答申を踏まえまして、保険料率について説明をさせていただきます。基礎賦課分につきまして、所得割を6.5%とし、被保険者均等割を2万2,500円、世帯別平等割を2万2,500円としています。介護納付金分については、所得割を2.5%とし、被保険者均等割を9,600円、世帯別平等割を7,100円としています。新設された子ども・子育て支援納付金分は、所得割を0.28%、被保険者均等割を1,000円、18歳以上被保険者均等割が100円、世帯別平等割を1,000円としています。子ども・子育て支援金制度が少子化対策のためのものであることに鑑みまして、未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児残りの5割分及び6歳～18歳に達する日以降の最初の3月31日以前までの子供に係る10割分は対象となる子供以外の被保険者の支援金で支えるという形にするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割額というのを設けてあります。また、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置、7割、5割、2割の軽減ですが、これを設けることとしております。

続いて3点目ですが、次のページ、8ページを御覧ください。国民健康保険料の軽減判定基準の見直しについてです。保険料を決定するに当たって、国が定める所得基準を下回る世帯については、保険料の均等割と所得割が軽減をされます。今回の見直しは5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を引き上げるものです。具体的には5割軽減は現行が30万5,000円を31万円に、2割軽減は現行56万円を57万円に引き上げます。この基準額は物価の上昇等の影響で、これまで軽減を受けていた世帯が軽減対象から外れないようにし、法令上のルールではないものの、経済動向等を踏まえて見直し慣例があります。見直し幅は消費者物価指数など総合的に勘案して決められております。この条例の施行は令和8年4月1日としております。説明は以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** なしということであります。

議案第50号鳥取市介護保険条例の一部改正について（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは次に議案第50号鳥取市介護保険条例の一部改正についての説明をお願いします。松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。それでは同じ資料の31ページを御覧ください。議案第50号鳥取市介護保険条例の一部改正について説明いたします。このたびの条例改正の経緯ですけれども、令和7年度税制改正において、物価上昇と就業調整に対応するために、給与所得控除について最低保障額が55万円から65万円に引き上げる見直しが行われました。介護保険料は課税状況ですとか、合計所得に基づいて決定しておりますので、この所得向上の引上げによりまして、介護保険料段階が下がる方が増えるということで、これに伴って、保険料収入が減少する可能性があります。そのために国におきまして、保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐという観点から、令和8年度の介護保険料が、税制改正前の令和7年度と同じ保険料段階となるように取組が行われました。これによりまして介護保険法施行令が改正されております。

内容としましては、保険料算定に関わる合計所得の額の算定方法と保険料の算定に関する市民税課税、非課税の基準の特例が設定されたものです。この特例につきましては、令和8年度の介護保険料の算定に限りの扱いというふうになっているものでございます。具体的に国の対応につきまして説明いたしますと、保険者の保険料収入が減少する可能性を遮断するために介護保険法施行令が改正されたことにつきましては、令和7年度中の給与収入が55万1,000円以上190万円未満の人は所得控除の引上げにより、令和8年度の市民税が非課税となりますが、介護保険料については、施行令の改正により設けられた特例によりまして、課税での算定がされて、令和7年度と同じ保険料段階となります。

次に令和8年度に非課税から課税となる被保険者の介護保険料についての特例減免を行うことにつきましては、令和7年度に介護保険料の所得段階、非課税であった被保険者の方が、急に収入が増加しまして、課税となってしまう場合があります。この場合には特例減免によりまして、令和7年度と同じ非課税の保険料段階が維持されるという改正でございます。このことにつきまして、資料の37ページに第9期の所得段階別保険料の表をつけておりますが、これで改めて説明をいたしますと、令和7年度に本人非課税区分、例えば、本人非課税区分で、所得段階が3段階の方が、給与収入が増加して、本人課税区分の第6段階ですとか、第7段階に変更になった場合、保険料の特例減免によりまして、令和7年度と同じ保険料の段階の3段階に維持をされるということでして、この保険料減免の特例につきましては、通常の特例減免は被保険者からの個別の申請を受けて実施しますが、この特例減免については、申請、認定に係る負担を軽減するために、市が職権で実施するものでございます。

もう1つのパターンとしまして、例えば、令和7年度に本人市民税課税区分で、所得段階が6段階の方が、このたびの所得控除の引上げの影響によりまして、第5段階や第4段階といった本人非課税区分に変更になった場合、保険料算定に関わる合計所得金額の算定の特例が適用されまして、令和7年度と同じ保険料の課税区分の第6段階になります。この方は所得税、税

金のほうでは非課税になるんですけども、介護保険のほうでは課税の区分で算定されるということ。鳥取市において影響を受ける方は大体、被保険者数としまして約500人の方が該当になるかと推計しているところでありまして、被保険者全体5万5,000人ですので、約1%の方というふうに見込んでいただいております。

資料のほうを31ページにお戻りください。条例改正の内容について説明いたします。2の改正の目的ですけれども、令和7年度の税制改正におきまして、省令の一部改正等を踏まえて関係条文の一部を改正するものでございます。3の改正の内容です。まず、1つ目の保険料段階の規定につきまして、第2条の規定を改正しております。これにつきましては、本市の介護保険条例で定める保険料率の規定については、国の介護保険施行令と同じ区分の13段階で設定しておりますので、このたびの介護保険施行令の改正に伴う改正はございません。ただ、このたびの改正に合わせまして、鳥取市が国と同じ13段階で保険料の設定をしているということが分かりやすいように、施行令の定める条文を引用する内容に、文言の整理を行っております。具体的には、例えば、32ページのところの第2条の第6号です。改正前はアとイとありまして、このように条文のほうで施行令と同じ内容にはなるんですけども、規定を細かく明記しておりました。これが介護保険施行令と同じ内容であることから、施行令のほうの規定を引用した規定の内容に文言の整理を行っております。

31ページにまた戻っていただいて、(2)の特例減免についてです。これについては、第8条と第9条の規定を改正しております。給与収入の増加によりまして、保険料段階が非課税から課税区分になった方を非課税区分に維持できるように保険料の特例減免の規定を新設したものです。施行期日ですけれども、令和8年4月1日としております。

今後のスケジュールですが、2月の議会で条例改正が認められた場合は、改正とシステム改修に係る補正予算が議決された場合は、令和8年3月～6月にかけて介護保険システムの改修を行います。その次に令和8年7月に介護保険料を決定しまして、通知をするというスケジュールになっております。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それではなしということであります。

その他の報告

指定居宅介護支援事業者の処分について

◆勝田鮮二委員長 それではその他報告に入ります。まず、指定居宅介護支援事業者の処分について執行部より説明をお願いします。山形室長。

○山形孝史指導監査室長 指導監査室の山形です。それでは既に2月10日に情報提供をさせていただいておりますが、改めて指定居宅介護支援事業者の処分について御説明いたします。資料は資料2の最終ページでございます。38ページを御覧いただけたらと思います。では、資料に沿いまして御説明申し上げます。本市が昨年実施した監査において、指定居宅介護支援事業所

である静和会居宅介護支援事業所が運営基準減算の未実施によります不正請求、監査において事実と異なる答弁をしたことによる虚偽答弁と、それから利用者への心理的虐待が確認をされたところでございます。このため、これらの事実に対してこの事業所を運営している静和会しらゆき有限会社に対して本年2月10日に全部効力停止の3か月の行政処分を行いました。処分の日は2月10日で処分期間は令和8年2月11日～令和8年5月10日までの3か月としております。

全部効力停止の処分が相当と判断した理由でございますが、指定当時の令和6年9月～令和7年10月までの間、常態的に不正請求を行っておりました。これはどういうことかと言いますと、本来居宅介護支援事業所は主任介護支援専門員、一般にケアマネジャーと言われておりますが、ケアプランを作成する業務を担っていますが、この業務は利用者の自宅を訪問し、利用者の利用者家族に面接、利用者の体調や家族の意向を聞き取りながら居宅サービス計画を作成しておるところでございますが、この計画につきましては、利用者及び利用者家族の説明、同意を得た上で、利用者の家族に書面を交付することとされています。また、サービス提供後は実施の状況を確認するためモニタリングをし、記録をするよう求められているところでございます。

しかし、この事業者は、これらの手続を適正に行っておらず、本来これらの運営基準が満たされていない場合につきましては、通常の請求を100分の50として請求する必要がありますが、適正に行われたものとして減額を行わず正規の金額を請求をしておりました。また、管理者である主任介護支援専門員は利用者に対して心理的虐待を行っており、このことについて、事実と異なる証言を行ってました。これらのことが虚偽答弁として認定をいたしました。よって、これらの内容を鑑み全部効力停止として総合的に判断したところでございます。不正請求額につきましては概算といたしまして90万円として確認しており、経済上の措置としてこの不正請求額に100分の40を上乗せをし、概算合計126万円程度の請求をすることとしております。この金額につきましては、保険者である長寿社会課のほうで再度精査した上で、請求をされることになっております。説明は以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、意見等ございますか。加嶋副委員長。

◆**加嶋辰史副委員長** 加嶋です。説明いただきました。お尋ねするのはこのケアマネジャーさんなんですけども、虚偽答弁を行ったということですし、心理的虐待を行ったということですけども、それでもってこの資格が停止されたりであるとか、この方の名前がケアマネジャー間の中で共有されていくだとか、そういったことというのはないのでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 山形室長。

○**山形孝史指導監査室長** はい。先ほどの御質問ですが、これらのケアマネジャーの職に関することにつきましては、資格の認定につきましては、鳥取県が直接行っております。この情報につきましては当然鳥取県にも通知を出して提供しておりますので、例えば資格停止処分なり、何らかの教育であるということでございますら、恐らく県が検討されることになるのかなというふうに考えております。

また、名前が他の事業者と共有されるのではないかというふうな御心配ですが、名前は恐らく、事業者間でそういうふうな暗黙で名前は分っているかもしれませんが、表立って名前を公表するという事はしていませんので、そのことについては申し上げられないというふうにご考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 はい。ありがとうございました。私が心配しているのはこの方ということではなくて、この方はまた再就職されて、また違う施設で同じようなことが起きるかもしれないときに、その利用者のほうを私は心配しとるわけで、やはり学校の先生とかでは、だんだん厳しくはなってきましたけども、こういう方がまた新たに職に就かれるときに、そこがきちんと共有をされるような制度を本来、私はあるべきじゃないかなと思ってるので、これに対しては御答弁いただきませんが、私が心配しているのはこの方ということよりは、この方がまた再度同じ職域で影響を及ぼされる方のほうということです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。どういう経過で、正規の監査で発覚したのか、そこら辺教えてください。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史指導監査室長 発覚の経緯でございます。この発覚の経緯は、実は、事業者の法人の役員から相談と通報がございまして、その経過で特別に監査というふうなことで入らせていただいて事実を確認したということでございます。定例でございますと、昨年6月に運営指導という形で検査に入るんですが、そのときに提出されたケースでは不正は確認することができなかったということでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。そのほかございますか。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 ここの、この業者の職員体制というんですか。このケアマネさんは1人なのか2人なのか、それとも2人でそれぞれチェックをしているのかとかいう、そういうことを教えてください。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史指導監査室長 はい。この静和会居宅介護支援事業所でございますが、これ1人ケアマネでして、もう全て1人で切り盛りをして御自分で請求も全部行っているということでございますので、本来でしたら法人のほうでチェック体制を組んでいただくのが一番なんですが、そこがちょっと漏れております。不正請求の原因になっておったのではないかなというふうにご考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。そのほかございますか。なしということで。

◆勝田鮮二分科会長 それでは福祉保健委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会福祉保健分科会を開催します。

午後2時2分 閉会

令和8年2月定例会

福祉保健委員会・予算審査特別委員会福祉保健分科会

日時：令和8年2月25日（水）

10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

市立病院

《福祉保健委員会》

1 議案（先議分）【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第37号 令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算（第4号）

2 議案（先議分以外）【説明】

- ・議案第57号 鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

《予算審査特別委員会福祉保健分科会》

【予算審査分：説明】

- ・議案第22号 令和8年度鳥取市病院事業会計予算

----- 《福祉保健委員会》 -----

1 議案（先議分）【説明・質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 23 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 8 号）【所管に属する部分】

- ・ 議案第 26 号 令和 7 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第 4 号）

- ・ 議案第 28 号 令和 7 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第 4 号）

- ・ 議案第 32 号 令和 7 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 5 号）

2 議案（先議分以外）【説明】

- ・ 議案第 47 号 鳥取市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- ・ 議案第 48 号 鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

- ・ 議案第 49 号 鳥取市国民健康保険条例の一部改正について

- ・ 議案第 50 号 鳥取市介護保険条例の一部改正について

3 その他の報告

- ・ 指定居宅介護支援事業者の処分について【指導監査室】

----- 《予算審査特別委員会福祉保健分科会》 -----

【予算審査分：説明】

- ・ 議案第 6 号 令和 8 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

- 議案第 9 号 令和 8 年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算
- 議案第 12 号 令和 8 年度鳥取市介護保険費特別会計予算
- 議案第 16 号 令和 8 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算